

## 長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業（以下「支援事業」という。）は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された小児・AYA世代のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。また、その交付に関しては、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の9。以下「部交付要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 末期がん患者

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したがんを患っている者をいう。（要介護認定における特定疾病の診断基準に準ずる。）

#### (2) 利用者

第3条に規定する対象者であって、第4条に掲げるサービスを利用する者をいう。

#### (3) 申請者（補助対象者）

利用者又は利用者と同一世帯の者もしくは同居している者をいう。

### (補助対象)

第3条 利用者は、第4条に規定するサービスを受ける時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 申請日から第4条のサービスを利用する期間において、県内に住所を有する40歳未満の者

(2) 末期がん患者

(3) 在宅の生活を営む上において居宅介護等の支援が必要な者

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）又はその他の制度によっては支援事業と同等の助成又は給付を受けることができない者

(補助対象経費)

第4条 利用者が、在宅療養を行う際に利用するサービスのうち、次に掲げる項目に要する経費で、第6条に規定する交付申請の日の前日までに支払行為が完了しサービスを受けた経費とする。ただし、当該支払行為は令和6年4月以後かつ交付申請日の前日から1年以内に支払完了したものに限る。

(1) 訪問介護

(2) 訪問入浴介護

(3) 福祉用具貸与及び購入

2 前項第1号及び2号のサービスの利用に当たっては、申請者自らサービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に依頼の上、当該サービスの提供を受けるものとする。

3 前項のサービス提供事業者は、介護保険法に基づき都道府県知事又は都道府県内各市町村長（市町村が設立した広域連合を含む）が指定した事業者とする。

4 第1項第3号の福祉用具貸与及び購入においては、別表に掲げる種類の福祉用具に係る経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。

(1) アに定める基準額とイに定めるサービス利用料の実支出額とを比較して少ない方の額

ア 基準額 1月当たり上限6万円

イ サービス利用料 第4条に規定するサービスの利用に要する費用

(2) 前号の規定により選定した額に100分の90を乗じて得た額

2 前項第2号の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者については、前項第1号の規定により選定した額に100分の100を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の知事が定める申請書（様式第1号）を提出することができる時期は、別途定めることとし、申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、これまでに申請したことがある者が、申請していない別の期間に生じた経費について再度申請する場合、第1号から第3号に規定する書類の内容が以前申請した内容と同一となる場合は、その写しの添付で差し支えないものとする。

(1) 長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業利用報告書（様式第2号）

(2) 意見書（様式第3号）

(3) 利用者及び申請者の住所地を証明する住民票（原本）（個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの）

- (4) 補助金申請額内訳書（様式第4号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（医師の意見の聴取）

第7条 知事は、病状の確認その他必要と認める場合には、医師に意見を求めることができるものとする。

（状況報告等）

第8条 規則第11条第1項の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、県が必要と認めた場合に行うものとする。

（手続きの省略等、決定及び通知）

第9条 規則第21条の規定により規則第13条に係る手続きを省略し、規則第7条及び規則第14条に係る手続きを併合するものとし、知事は、第6条の申請があったときは、支援の可否を決定し、長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア費交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第5-1号）により速やかに申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア費補助不承認通知書（様式第5-2号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業交付請求書（様式第6号）により、知事に請求しなければならない。なお、部交付要綱第7条に規定する必要な書類は、省略できるものとする。

（補助金の返還）

第11条 知事は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、支援事業の支援の決定を取り消すとともに、助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

福祉用具貸与の種類

1	車いす
2	車いす附属品
3	特殊寝台
4	特殊寝台附属品
5	床ずれ防止用具
6	体位変換器
7	手すり（工事を伴わないもの）
8	スロープ（工事を伴わないもの）
9	歩行器
10	歩行補助つえ
11	移動用リフト（つり具の部分を除く）
12	自動排泄処理装置
13	その他知事が認めるもの

福祉用具購入の種類

1	腰掛便座
2	自動排泄処理装置の交換可能物品
3	入浴補助用具
4	簡易浴槽
5	移動用リフトのつり具の部分
6	排泄予測支援機器
7	その他知事が認めるもの